主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山上益郎、同松本健男、同桜井健雄、同上野勝、同中北龍太郎の上告趣意は、違憲をいう点を含め、実質はすべて、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五七年三月二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	環		昌	_
裁判官	横	井	大	Ξ
裁判官	寺	田	治	郎